

■大阪府豊中新千里北第2期住宅民活プロジェクト 実施方針に関する質問・意見に対する回答

No	該当箇所					質問・意見	回答	
	頁	大	中	小	他			タイトル
1	2	第1	1	(5)	②	府営住宅整備業務	府営住宅整備業務において、府営住宅整備部分の解体撤去を行うこととなっておりますが、既存建物図面を開示いただけますでしょうか。	既存建物図面は、希望者への配布を予定しており、時期についてはHPでお知らせします。
2	2	第1	1	(5)	②	府営住宅整備業務	府営住宅整備業務において、事業者にて事前調査とありますが、大阪府様にて事前に調査された資料がございましたら開示いただけますでしょうか。	事前調査に関する資料は、公表又は希望者への配布を予定しており、時期についてはHPでお知らせします。
3	2	第1	1	(5)	②	府営住宅整備業務	府営住宅整備業務において、事業者にて事前調査とありますが、土壌汚染対策法に基づいた第三者機関による「土壌調査結果報告書(フェーズ1:土地利用履歴による判断)」についての資料がございましたら開示いただけますでしょうか。	後日公表する要求水準書(案)の添付資料としてお示しします。
4	2	第1	1	(5)	②ア	府営住宅整備業務	事前調査の周辺家屋調査について、大阪府様が想定されている範囲はございますでしょうか。	調査対象範囲は、以下のとおりです。 ① 当該事業区域より、20m以内の建物(工作物含む) ② 工事用車両進入路から10m以内の建物(工作物含む) ③ その他当該工事による建物等に対する事業損失発生が予想される場合の関係建築物(工作物含む)
5	2	第1	1	(5)	②ア	府営住宅整備業務	事前調査について、PCB調査費用は事業者にて見込むべきでしょうか。もしくは事前調査資料等がございましたら開示いただけますでしょうか。	既存建物内等、本事業の事業用地内にPCBはありません。
6	2	第1	1	(5)	②ア	府営住宅整備業務	事前調査のアスベスト調査について、既存住宅の調査状況について情報提供をお願いできますでしょうか。	No.2の回答を参照してください。
7	2	第1	1	(5)	②エ	府営住宅整備業務	既存住宅の解体撤去工事について、解体費用算出のため、既存住宅の設計図書の情報提供をお願いできますでしょうか。	No.1の回答を参照してください。
8	2	第1	1	(5)	②ソ	府営住宅整備業務	地元説明等近隣対策(府営住宅入居者を含む)となっておりますが、どこまでの範囲が教えてください。又第1期の近隣対策範囲と同じであれば、その範囲も教えてくださいませんか。	第1期では、豊中市新千里北町を範囲としています。
9	2	第1	1	(5)	③	入居者移転支援業務	入居者移転支援業務について、業務量の把握のため、入居者数、年齢構成、車いすの有無、移転者数と完全退去される戸数等の情報を共有していただけますでしょうか。	本移転の対象となる戸数は、後日公表する要求水準書(案)でお示しする予定です。
10	2	第1	1	(5)	④	用地活用業務(付帯事業)	用地活用業務(付帯事業)において、大阪府様にて事前に調査された資料がございましたら開示いただけますでしょうか。	No.2の回答を参照してください。

11	2	第1	1	(5)	⑤	福祉施設整備運営業務(付帯事業)	福祉施設整備運営業務(付帯事業)において、大阪府様にて事前に調査された資料がございましたら開示いただけますでしょうか。	No.2の回答を参照してください。
12	3	第1	1	(8)		事業期間	事業期間の算定について、一般社団法人日本建設業連合会の報告では2019年度末までに4週6休以上、2021年度末までに4週8休の実現を目指すという報告がありますが、本事業における考え方をお示しいただけますでしょうか。各入札参加者の判断によりますと、各々で考え方が異なり正確な工期設定ができず公平性に欠けることが想定されます。	土日・祝日の作業は作業の都合上やむを得ない場合を除き、原則禁止とします。
13	3、4	第1	1	(8)		事業期間	事業実施スケジュールの短縮を提案する場合、設計モニタリングの期間や本移転(引越し)の期間など、大阪府様が最低限必要と想定する期間をお示しいただけますでしょうか。	基本設計の完了及び実施設計完了後における各モニタリングの期間は3週間程度を想定しています。 本移転の期間については、原則、府営住宅の経営開始日から2週間以内としています。
14	5	第1	1	(9)	③ア	豊中市の条例等	豊中市土地利用の調整に関する条例の第2条第5号の開発行為が発生する可能性が高いと思われませんが、1ha以上は環境アセスメントが必要になりますでしょうか？	ご理解のとおりです
15	5	第1	3	(3)	①	入札書価格の確認	「府営住宅整備に係る対価」が予定価格を上回っていないかの確認を行うとありますが、公募時に予定価格をお示し頂けますでしょうか。	予定価格は、入札公告時に公表する落札者決定基準でお示しする予定です。
16	7	第2	2	(1)		入札参加者の構成等	住宅事業者と福祉施設事業者との連帯について、活用用地を取得する際の金銭債務の連帯はやむを得ないと考えておりますが、福祉施設用地を社会福祉法人が取得した時点で建設債務は事業主体に民間企業にできないことを考慮し連帯をなくすことは可能でしょうか。(社福法人の資力信用を豊中市が審査し事業者を選定される(建設補助内々示を与える)ことになるため実質的に貴府のリスクはないと考えます。)	構成員間の連帯債務については、入札公告時に公表する事業契約書(案)でお示しします。
17	9	第2	2	(2)	②	建設企業	「建設企業は、2者以上で特定建設工事共同企業体を結成し」とありますが、必須要件でしょうか。東大阪新上小阪住宅民活プロジェクトまでは建設企業は単独も可能となっていたかと思えます。意図が府内経済への配慮であれば、当社は大阪府に事務所のある建設企業であり、工事の大部分は大阪府内の企業に発注致します。1次、2次、3次以降の協力企業への波及経済効果も考慮頂き、建設企業も単独参画可能として頂きたいと考えます。	建設企業の資格要件については、実施方針記載のとおりとします。
18	11	第2	2	(2)	⑥	福祉施設運営企業	福祉施設の運営を直接行う事業者であること、とありますが、入札参加企業が直接運営を行うという意味でしょうか？例えば、入札参加企業が運営会社と業務委託契約や建物賃貸借契約にて運営を行うことは出来ないでしょうか？	建物賃貸借契約については現在豊中市と協議中です。 ただし、可能となる場合も、運営会社(社会福祉法人)は構成員である必要があります。
19	15	第2	3	(3)	③	提案内容の評価	基礎点評価及び加算点評価とありますが、今後の入札公告において、各項目における配点表は開示されるのでしょうか？	各項目における配点表は、入札公告時に公表する落札者決定基準でお示しします。
20	18	第3	4	(3)		モニタリング費用の負担	「府が実施するモニタリングにかかる費用のうち、府に生じる費用は府の負担とし、その他の費用は民活事業者の負担とすること。」とあるが、その他の費用とは具体的に何か教示願います。	府が実施するモニタリングへの協力に伴い事業者が生ずる費用を意味します。
21	19	第4				公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	現地測量図やCADデータがあればご提示を願います。	No.2の回答を参照してください。

22	19	第4				公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	計画において、周辺建物の影響を考慮すべきだと思いますので、府営第1期住宅の土地利用計画図や計画概要等の資料があればご提示をお願い致します。また現地ボーリングデータがあればご提示をお願い致します。	第1期住宅に関する資料は、公表又は希望者への配布を予定しており、時期についてはHPでお知らせします。
23	19	第4				公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	ボーリング調査や地中埋設物、土壌汚染等の現地の調査データがあればご提示をお願い致します。	後日公表する要求水準書(案)の添付資料としてお示しします。
24	19	第4				公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	府営住宅整備用地と活用用地の工区境界は府から提示する境界を基本に民間事業者が提案するものとありますが、いつ提示していただけますでしょうか。	「府から提示する工区境界」については、別紙-4「土地利用計画図」をご参照ください。
25	19	第4				公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	一団地認定区域の変更において、区域の変更後の民間集合住宅や既存建物の建築基準法等の法的な確認に必要な資料等のご提示をお願い致します。	希望者への配布を予定しており、時期についてはHPでお知らせします。
26	19	第4				公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	さつき橋への通り抜け等のスロープにおいて、整備後に移管する範囲は事業者側で設定してよろしいでしょうか。 またさつき橋の位置や高さがわかる資料等の開示をお願い致します。	前段について、整備後に移管するスロープの範囲は、一定府で提示するものの詳細は事業者の提案によります。整備条件については、要求水準書(案)でお示しする予定です。 後段については、希望者への配布を予定しており、時期についてはHPでお知らせします。
27	20	第4	3	(1)	③	開発行為における基本的考え方	今回の事業における開発行為について、1. 府営住宅整備用地+活用用地①+活用用地②の区域を一体として 2. 活用用地③は個別に開発許認可申請を行うことを想定されているとの理解でよろしいでしょうか？	各用地ごとの開発行為の許可申請となります。 開発区域については、別紙-5を参照してください。
28	20	第4	3	(1)	③	開発行為における基本的考え方	事業開始前に豊中市へ移管済み(予定)の団地内通路および道路敷の整備とありますが、その整備内容について豊中市と協議をされているのでしょうか？またその内容の開示はされる予定でしょうか？	整備内容については、豊中市と協議中であり、後日公表する要求水準書(案)でお示しする予定です。
29	20	第4	3	(1)	③	開発行為における基本的考え方	事業区域を5区域の開発区域として許認可申請を行うとありますが、開発手法についてはこちらで決定でしょうか。区域ごとに完全に別開発になるということでしょうか。 合わせて、活用用地①における福祉施設整備は先行して行うことが可能と考えますが、整備のタイミングは活用用地①、②の共同住宅に先行して行えるという理解で宜しいでしょうか。	各用地ごとの開発行為の許可申請となります。 福祉施設整備は、先行して実施可能です。ただし、福祉施設整備と活用用地①の整備時期により一体的な開発となる可能性があります。
30	20	第4	3	(1)	④	建築基準法第86条に基づく認定における基本的考え方及び、別紙-6	建築基準法第86条に基づく認定における基本的考え方、及び別紙-6より一団地認定区域の変更手順が示されていますが、第1期住宅の一団地認定状況を共有いただけないでしょうか？	希望者への配布を予定しており、時期についてはHPでお知らせします。
31	20	第4	3	(1)	④	建築基準法第86条に基づく認定における基本的考え方	活用用地①福祉施設整備時において、一団地変更の同意が得られないとき、土地の買戻しという事になるのでしょうか。 又、それまでに要した費用(活用用地①の一部を所有権移転しているようであれば、その登記費用や福祉施設の設計費用等)は精算可能と考えて宜しいでしょうか。国庫補助事業による内示後、精算となる場合、豊中市、国への影響は考慮しているのでしょうか。	福祉施設整備に係る活用用地について、一団地認定区域の変更に関する同意が得られない場合は、それまでに事業者側に要した費用の扱いを含めて協議を行うことを想定しています。
32	20	第4	3	(1)	④	建築基準法第86条に基づく認定における基本的考え方	一団地認定の変更に関する民間集合住宅の同意の取得は貴府で行ってもらえるという理解で宜しいでしょうか。 合わせて、リスク分担では貴府のリスクという理解で宜しいでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。

33	21	第4	3	(1)	⑧	周辺道路等	周辺道路等の整備順序について、活用用地①内南側の市道新千里北町第47号線沿い2mの範囲の緑道整備部分(別紙-4ルート①)は、府営第1期住宅の宅地内の南側に整備された歩行者動線を市道新千里2号線まで連続して整備する道路整備(別紙-4ルート①)に含まれ、府営第2期住宅整備に付随し本移転までに整備の完了が必要と考えてよろしいでしょうか。	活用用地①の都市計画法第36条(工事の完了)までに整備してください
34	21	第4	3	(1)	⑧	周辺道路等	周辺道路等の整備順序について、市道新千里北町第47号線の整備については、活用用地②の整備業務で負担するものとし、整備時期の指定はなく活用用地②の建築完了までの期間内で整備をするものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、後日公表する要求水準書(案)でお示しする予定です。後段については、活用用地②の都市計画法第36条(工事の完了)までに整備してください。
35	21	第4	3	(1)	⑧	周辺道路等	周辺道路等の整備順序について、活用用地③に接する事業開始時に移管済み(予定)の団地内通路整備部分および、市道新千里北町歩第12号線沿いの拡幅整備部分については、活用用地③の整備業務で負担するものとし、整備時期の指定はなく活用用地③の建築完了までの期間内で整備をするものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、後日公表する要求水準書(案)でお示しする予定です。後段については、活用用地③の都市計画法第36条(工事の完了)までに整備してください。
36	21	第4	3	(1)	⑧	周辺道路等	周辺道路等について、第1期住宅南側に歩行者動線ルート①が来て、今回の整備用地を通過しますが、第1期の計画及び仕様に合わせる必要があれば詳細情報の提供をお願いしますか？	希望者への配布を予定しており、時期についてはHPでお知らせします。
37	21	第4	3	(1)	⑧	周辺道路等	活用用地③については、市道新千里北町歩第12号線沿いを、隣地住宅地との調和をはかりつつ拡幅整備とありますが、拡幅幅の指定はありますでしょうか。又、歩行者動線は原則「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」によるものとすると思いますが、遵守する基準をお示し頂けるのでしょうか。	整備内容については、後日公表する要求水準書(案)でお示しします。また、遵守する基準については「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」の「2.1.1通路と歩行空間」「2.1.2傾斜路」「2.1.3階段」「2.1.4路面、舗装、仕上げ」等の「アクセシブルルートとなる道路の歩道」をご確認ください。
38	21	第4	3	(1)	⑧	周辺道路等	団地内の歩行者通路及び歩道については、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」基準のどの項目に則るものかお示し頂けますでしょうか。	「2.1.1通路と歩行空間」「2.1.2傾斜路」「2.1.3階段」「2.1.4路面、舗装、仕上げ」等の「アクセシブルルートとなる道路の歩道」に則ることを目標としてください。なお、大阪府福祉のまちづくり条例は順守してください。
39	21	第4	3	(1)	⑧	周辺道路等	歩行者の動線ルート④について、南側事業区域外部分は新規歩道を設けるお考えでしょうか。また、活用用地②西側駐車場は残すのか廃止するのか教示願います。	2号線沿いの南側事業区域外部分は、豊中市が新規歩道整備を行う予定です。西側の既設駐車場については廃止します。
40	21	第4	3	(1)	⑧	周辺道路等	周辺道路等に「事業区域内を通る市道新千里北町第47号線は、本事業において、両側に2mの歩道を設けた幅員8.7mの道路として整備すること。」と明記されていますが、道路拡幅範囲は余剰地②側でも既存府営住宅側でも良いという理解で宜しいですか。	現道路拡幅範囲は、活用用地②側を想定してください。道路線形案は、後日公表する要求水準書(案)の添付資料としてお示しします。
41	21	第4	3	(1)	⑧	周辺道路等	周辺道路等にルート①～④で歩行者動線や歩道を整備することが明記されていますが、幅員は事業者の提案によるという理解で宜しいですか。	ルート①については、1期の整備状況も考慮の上、最低2mとして提案してください。ルート②～④の整備内容は、豊中市と協議中ですが、ルート④については活用用地①西面既存歩道と同程度と想定しています。後日公表する要求水準書(案)でお示しする予定です。
42	21	第4	3	(1)			給水の項目について特に記載がありませんでしたが、給水加入金の既得権についてどのようにお考えでしょうか。既得権は利用できるかと理解してよろしいでしょうか。また、その場合の既得権の詳細の明示をお願いします。	後日公表する要求水準書(案)でお示しします。なお、水道加入金については、府営住宅整備(府営住宅及び付帯施設)については既存の加入金を充当することが可能となる予定にしております。
43	22	第4	3	(2)	①	意匠・景観	意匠・景観について、色調について、隣接する既存の府営住宅を踏襲しつつ…とありますが、外観のみ近似色柄にすると考え、それ以外は提案という認識でよろしいでしょうか。	外観(色・柄)以外についても既存府営住宅を踏襲してください。なお、整備条件については後日公表する要求水準書(案)でお示しする予定です。

44	23	第4	3	(2)	⑤	施工計画	施工計画に於ける工事車両進入路については、適切な安全対策を講じることを前提に事業者にて設定できるものと考えてよろしいでしょうか。指定や制限を設けられる場合は早期にお示しいただけますでしょうか。	後日公表する要求水準書(案)でお示しする予定です。
45	23	第4	3	(2)	⑤	施工計画	事業区域内整備(工事)期間中、各工区内に第三者用仮設通路を設ける指定がある場合は、早期にお示しいただけますでしょうか。	仮設通路の指定はありません。ただし、入居者及び周辺住民の生活動線を妨げないよう施工計画等十分配慮・工夫してください。
46	23	第4	4	(1)	①	府営住宅	表に住戸タイプ毎の戸数が明記されていますが、住戸タイプ毎の戸数増減範囲はなく、表にある戸数を整備しなければならないという理解でよろしいですか。もし増減範囲があれば教えて頂けないでしょうか。	住戸タイプ毎の戸数は実施方針記載のとおりとし、増減範囲はありません。
47	23	第4	4	(1)	②	府営住宅	② 規模・配置計画等に「建替住宅の規模は、市道新千里2号線沿いは建物高さが地上7階建て以下(概ね22m程度以下)とする」と明記されていますが、「市道新千里2号線沿い」とは道路境界線からどれぐらいの範囲を想定しているかを教えて頂けないでしょうか。	住棟を複数棟設ける場合に、市道新千里2号線に面する棟を想定しています。また、新千里2号線に面していない住棟の条件については、後日公表する要求水準書(案)でお示しする予定です。
48	23	第4	4	(1)	②	府営住宅	② 規模・配置計画等に「建替住宅の規模は、市道新千里2号線沿いは建物高さが地上7階建て以下(概ね22m程度以下)とする」と明記されていますが、府営住宅内の上記以外の部分については建築物の最高高さ40mまで可能という理解でよろしいですか。	質問No.47の回答を参照してください。
49	23	第4	4	(1)	③	居住環境	③ 居住環境に「居室の開口部が冬至日において3時間以上の日照を受けるようにすること。また、日照の検討にあたり、活用用地に建設する民間施設等からの日影についても考慮すること。」と明記されていますが、府営第1期住宅からの日影についても考慮しなければならないという理解でよろしいですか。正確な検討のために、府営第1期住宅の資料(配置図、立面図、地盤レベルが分かる資料等)を公表して頂けないでしょうか。	希望者への配布を予定しており、時期についてはHPでお知らせします。
50	24	第4	4	(2)	④	児童遊園	④ 児童遊園に「府営住宅整備用地内に、用地面積に府営第1期住宅敷地を含む面積の3%以上の面積の遊具のある児童遊園をオープンスペースとして確保すること。」と明記されていますが、府営第1期住宅の計画が分かる資料(敷地面積、求積図等)を公表して頂けないでしょうか。	希望者への配布を予定しており、時期についてはHPでお知らせします。
51	25	第4	4	(2)	⑦	MAIハウスから集会所への通路	MAIハウスから集会所への通路について、既存集会所とは具体的にどちらを指しているか教えていただけないでしょうか。	府営第1期住宅で整備する集会所とご理解ください。位置は、後日公表する要求水準書(案)の配布資料としてお示しする予定です。
52	26	第4	5	(1)		活用用地の土地利用に関する事項	“活用用地③に隣接する一戸建て住宅地に対し、圧迫感等の低減に努める”とありますが、これ以外に近隣住民様からの意見、取り決め事項等はありませんでしょうか。(活用用地①②も含めて)ある場合、今後の入札公告等において開示されるご予定でしょうか。	現在協議中です。後日公表する要求水準書(案)でお示しする予定です。
53	26	第4	5	(1)		活用用地の土地利用に関する事項	一戸建て住宅の条件(活用用地③)について、用途地域(建ぺい率・容積率等)及び地区計画の内容変更はありますでしょうか。	用途地域の変更は行わず、地区計画の変更により建ぺい率や容積率を制限するよう豊中市と協議中です。地区計画の内容については、後日公表する要求水準書(案)でお示しする予定です。
54	26	第4	5	(2)		その他	大阪府財産評価審査会での評価額は、通路等移管部分を考慮していただけますでしょうか。	後日公表する要求水準書(案)でお示しする予定です。

55	26	第4	6			福祉施設の整備に係る活用地に関する事項	「民活事業者は、～運営整備を行う。なお、以下に示す施設に加えて他施設(地区計画等で建築が可能なものに限る。)の…」とありますが、他施設とはどのようなものを想定されていますでしょうか。	特に想定している施設はありません。提案によるものとします。なお、地域住民の交流に配慮した計画としてください。
56	26	第4	6			福祉施設の整備に係る活用地に関する事項	地域密着型福祉施設整備事業に関する概要、補助に関することについて、窓口は豊中市だと思いますが、直接豊中市に確認をしてもよろしいでしょうか。	当該事業に関する確認事項は原則大阪府に確認をお願いします。なお、要求水準書(案)の公表後に行う質疑で受け付けます。
57	26	第4	6			福祉施設の整備に係る活用地に関する事項	福祉施設に関しては壁面後退の緩和があるのでしょうか。	福祉施設に関する壁面後退の緩和規定はありません
58	26	第4	6			福祉施設の整備に係る活用地に関する事項	現在更地となっている、活用地①の北側約2,500㎡は謄本を確認するとすでに分筆されており、過去に豊中市より福祉施設用地として公募されていたかと思えます。福祉施設用地のみの取得であれば、事業採算上、財産評価審査会での評価額を上回るのは非常に困難な為、今回、現在更地の約2,500㎡を分筆して、一部に福祉施設を先行整備し、残りの土地は、後々取得する共同住宅用地と合筆して事業を行うスキームで考えており、土地の取得に関しても、当初、現在更地の約2,500㎡を令和4年度に一部を社会福祉法人、残りの一部を民間事業者で取得する事を考えていますが、問題ないでしょうか。	現在更地の2,500㎡の土地を、提案により福祉施設用地と共同住宅用地に分けた内容で特定事業契約を締結し、分筆して取得することは可能です。その場合、2,500㎡の分筆の費用については事業者の負担となります。
59	26	第4	6			福祉施設の整備に係る活用地に関する事項	福祉施設用地単独では事業採算上、大阪府財産評価審査会での評価額に全く届かない可能性が高いです。令和4年度の福祉施設用地の譲渡の際に令和8年度の譲渡予定の活用地①も含めた一体の土地として鑑定等行って頂き、売却の可否を協議頂けないでしょうか。	福祉施設用地と福祉施設用地を除く活用地①の譲渡時期が異なるため、財産評価審査会における価格の審査は、譲渡時期に応じて各々実施することになります。
60	32				別紙-1	リスク分担表	感染症対策による資材納入遅れ、在庫不足による資材高騰などの工事リスクの工事費増加リスク・工期遅延リスクは、不可抗力リスクとしての取扱いとなり、主たるリスクの負担者は大阪府様、従たるリスクの負担者は事業者として協議によるかと考えてよろしいでしょうか。	新型コロナウイルスに関連するリスク分担については、入札公告時に公表する事業契約書(案)でお示しします。
61	32				別紙-1	リスク分担表	法令の変更でない制度の変更(例:アルミサッシ防火設備の個別認定取得)がなされた場合による、工事費の増大や工期遅延のリスクは不可抗力リスクとし、主たるリスクの負担者は大阪府様、従たるリスクの負担者は事業者として協議によるかと考えてよろしいでしょうか。	リスク分担の詳細は、入札公告時に公表する事業契約書(案)でお示ししますが、お示しの制度の変更は不可抗力には該当しないと考えます。
62	33				別紙-1	リスク分担表	新型コロナウイルス等により、国等からの要請で一定期間経済活動の自粛要請があった場合、これに応じて生じた事業工程の遅延・損害等は不可抗力リスクとし、主たるリスクの負担者は大阪府様、従たるリスクの負担者は事業者として協議によるかと考えてよろしいでしょうか。	新型コロナウイルスに関連するリスク分担については、入札公告時に公表する事業契約書(案)でお示しします。
63	34				別紙-1	リスク分担表	活用地の用地の瑕疵リスクについて、埋蔵文化財が発見された場合、事業者が主たるリスクの負担者、大阪府様がリスク負担無しとなっておりますが、地歴調査など事前調査の資料は開示いただけますでしょうか。	地歴調査結果は、後日公表する要求水準書(案)の添付資料としてお示しします。
64	33、34				別紙-1	リスク分担表	府営住宅整備・用地活用のリスクについて、既存建物にPCBが発見された場合、撤去・一時保管に関するリスクについては、“予見できないことに関するもの”になると考えてよろしいでしょうか。	No.5の回答を参照してください。
65					別紙-4		ルート②一部、③、④、余剰地②の東側歩道は整備後市に移管するようになっていますが、遵守する必要がある基準や事前協議が必要な関係各課を教えてくださいませんか。	豊中市都市計画推進部開発審査課、同都市基盤部基盤管理課です。ただし、当該事業に関する確認事項は原則大阪府に確認をお願いします。なお、要求水準書(案)の公表後に行う質疑で受け付けます。

66					別紙-6 一団地認定区域と変更手順	活用用地①、②、③部分の既存府営住宅の解体・撤去費は、各々の活用用地整備業務(活用用地①、②、③)で負担するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67					その他	日影規制等の検討材料として、土地の高低測量資料(隣接敷地の高低測量を含む)、道路幅員等の土地情報の早期公表をお願いいたします。	希望者への配布を予定しており、時期についてはHPでお知らせします。
68					その他	参考までに、現在整備中である府営第1期住宅における地盤調査結果の情報を開示いただけないでしょうか。	後日公表する要求水準書(案)の添付資料としてお示しします。